

# スポーツ教室 開講のおしらせ

開講式：6月7日(水) 19:00～  
場 所：湯浅スポーツセンター補助体育室  
申込期日：5月19日(金) 17時まで  
参加費：1教室500円  
問い合わせ及び申し込み先  
湯浅町教育委員会 20番窓口まで

 <p>● 対象者 小学3年生～6年生 ● 開始日 6月8日(木) ● 時間 19:00～21:00 ● 場 所 湯浅スポーツセンター競技場(半面)</p>	 <p>● 対象者 一般 ● 開始日 6月1日(木) ● 時間 19:00～21:00 ● 場 所 町民体育館</p>	 <p>● 対象者 小学生 ● 開始日 6月2日(金) ● 時間 19:00～20:30 ● 場 所 湯浅スポーツセンター競技場(全面)</p>
 <p>● 対象者 小学生 ● 開始日 9月5日(火) ● 時間 19:00～21:00 ● 場 所 湯浅町民体育館</p>	 <p>● 対象者 小学3年生～中学生・一般 ● 開始日 6月7日(水) ● 時間 19:00～21:00 ● 場 所 湯浅スポーツセンター補助体育室</p>	 <p>● 対象者 小学4年生～中学生・一般 ● 開始日 6月10日(土) ● 時間 19:00～21:00 ● 場 所 湯浅スポーツセンター競技場(全面)</p>
 <p>● 対象者 小・中学生・一般 ● 開始日 6月10日(土) ● 時間 19:30～21:30 ● 場 所 湯浅中学校体育館</p>	 <p>● 対象者 小学3年生～中学2年 ● 開始日 6月7日(水) ● 時間 19:00～20:30 ● 場 所 湯浅中学校体育館</p>	 <p>● 対象者 小学3年生～中学生・一般 ● 開始日 6月20日(火) ● 時間 19:00～20:30 ● 場 所 宮西教育集会所</p>
 <p>● 対象者 小・中学生・一般 ● 開始日 6月6日(火) ● 時間 19:00～20:00 ● 場 所 津浦柔道場</p>	 <p>● 対象者 小学生以上 ● 開始日 6月1日(木) ● 時間 18:30～20:00 ● 場 所 有田道場</p>	 <p>● 対象者 小学生 ● 開始日 6月13日(火) ● 時間 18:30～20:00 ● 場 所 湯浅スポーツセンター柔道室</p>
 <p>● 対象者 小・中学生・一般 ● 開始日 6月3日(土) ● 時間 19:00～21:00 ● 場 所 湯浅スポーツセンター柔道室</p>	 <p>● 対象者 小学生(園児年長可) ● 開始日 6月2日(金) ● 時間 19:00～20:00 ● 場 所 田体育館</p>	 <p>● 対象者 小学生(園児年長可) ● 開始日 6月12日(月) ● 時間 19:00～21:00 ● 場 所 月曜日：町民体育館 水曜日：湯浅スポーツセンター</p>

## 町長のメッセージ 湯浅町長 上山 章 著



日に日に暖かさも増し、吹く風も爽やかで心地良い季節となってきました。心から進学就職等で新生活が始まった方もいらっしゃる中、新しい環境に少しづつ慣れ始めることも疲れも出てくる頃と思います。どうぞ、お身体ご自愛しながら、勉学やお仕事に邁進して下さい。さて、本町は、世界無形文化遺産「和食」を構成する重要な要素である醤油の発祥の地として単独での日本遺産認定申請を行い、この度、醤油醸造文化に関するストーリーが国の認定を受けました。

和食がネスコの無形文化遺産に登録され、日本の醤油が世界の注目を集めている中、醤油醸造発祥の地である本町では、昔ながらの伝統的な醤油造りが今も継承されています。今回の認定にあたっては、醤油醸造で栄えた風情ある町並みだけでなく、そこで練り上げられる人々の営みにも光が当てられたものと確信しております。

先般、和歌山県が県内の観光客が3,400万人、外国人観光客が50万人と過去最高を記録したと発表されたように、

本県は国内外から観光エリアとして注目されており、政府方針にも沿って、今後よりインバウンドを中心に観光客数の増加が見込まれています。今回の認定を契機とし、後世に伝えていくべき湯浅の伝統的な醸造文化とそれを育んだ歴史的な町並みを世界に向けて戦略的に発信することで、インバウンドを含む大勢の方々をがまら湯浅を訪れていただけるよう各種団体等と連携の上、観光客受入体制の充実やプロモーション活動を展開してまいります。

また、来る6月6日(火)に湯浅スポーツセンターにおいて、日本遺産認定を記念とした「おかげコンサート」を開催します。ふるさと和歌山を題材にした「紀伊の国交響組曲」から、明治時代に串本沖で発生したトルゴ海軍艦沈没の物語を題材にした「艦隊の壮絶な救出劇」を題材にした演目を予定しています。また、交響楽団による迫力ある演奏を皆様とうそお楽しみください。

今後、町民の皆様が参加できる事業を進めていきたいと思っておりますので、引き続きご協力をよろしくお願い致します。

### 公契約に関する方針、公契約の基本を定める条例が制定されました。

労働者の生活の安定や公共サービスの向上、地域経済の活性化を目的に、公契約(町が発注する工事や製造などの請負契約、物件の買入れや委託契約、指定管理者との協定など)について、方針と基本条例が制定されました。

方針では、地域経済の活性化、契約する業務に従事する者の労働環境の確保、品質・町民サービスの確保、入札・契約の公平・公正・透明性が基本目標として定められています。

また、条例では基本方針実現に向けて、町の責務、契約事業者の責務などが定められています。詳しくはお問合せ又は湯浅町ホームページをご覧ください。

お問合せ 役場総務課 16番窓口 ☎64・1108

### 人権擁護委員制度をご存知ですか？

住民環境課 人権推進室 (6番窓口)  
☎64-1126

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心としてみなさんとともに一層の人権尊重思想の啓発に努めています。

湯浅町には、湯浅町長から推薦されて、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員の方々がおられます。

- 増元 貞夫
- 金野 従子
- 星山 俊二
- 中尾 和代
- 藤本 嗣子 (敬称略)

### 湯浅町特設人権相談所

「人権擁護委員の日」にちなんで、次のとおり特設人権相談所を開設します。

- 日時 6月1日(木) 10時～16時まで
- 場所 役場庁舎1階 人権相談特設会場
- 当日は、電話での相談も受付けています。

☎63・2525 (内線150)

※相談は無料で秘密は守られます。人権擁護委員が相談に応じていますので、お気軽にご相談ください。

### みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～